

公立大学法人京都市立芸術大学職員の不服申立てに関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第52条の規定に基づき、職員の降任、配置換等、休職、解雇及び懲戒の処分に対する不服申立ての手續等について、必要な事項を定めるものとする。

(不服申立て)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する者は、不服申立書（第1号様式）により、理事長に対し不服申立てをすることができる。

- (1) 就業規則第12条に規定する降任の処分を受けた者
- (2) 就業規則第13条に規定する配置換等の処分を受けた者
- (3) 就業規則第14条に規定する休職の処分を受けた者
- (4) 公立大学法人京都市立芸術大学教員の任期に関する規程第2条の規定により採用された者で、就業規則第18条第3号に規定する事由に該当することにより同条に規定する退職の処分を受けたもの
- (5) 就業規則第22条に規定する解雇の処分を受けた者
- (6) 就業規則第41条に規定する懲戒の処分を受けた者

2 前項の不服申立書には、処分説明書の写しを添付しなければならない。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。

3 不服申立書に記載した事項に変更を生じた場合には、不服申立人は、そのつど、その旨をすみやかに理事長に届け出なければならない。

4 第1項の不服申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。

(不服申立ての受理及び却下等)

第3条 不服申立書が提出されときは、理事長は、その記載事項、添付書類、処分の内容、不服申立人の資格及び不服申立ての期限について調査し、不服申立てを受理するか又は却下するかを決定するものとする。

2 前項の調査の結果不備がないときは、理事長は、当該不服申立てを受理しなければならない。

- 3 第1項に規定する調査の結果、不服申立書に不備があるときは、理事長は、相当の期間を定めてその補正を命ずることができる。ただし、不備が軽微であって事案の内容に影響のないものであるときは、理事長は、職権で補正することができる。
- 4 不服申立人が前項の補正命令に従わなかった場合には、理事長は、その不服申立てを却下することができる。
- 5 理事長は、不服申立てを受理又は却下したときは、その旨を不服申立人に通知するものとする。

(不服申立ての取下げ)

第4条 不服申立人は、次条に規定する不服審査委員会が事案について判定を行うまでの間は、いつでも、不服申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

- 2 不服申立ての取下げは、不服申立取下申出書（第2号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 3 取下げのあった不服申立ての部分については、初めから係属しなかったものとみなす。

(不服審査委員会)

第5条 理事長は、不服申立てを受理したときは、すみやかに不服審査委員会を設置し、当該不服申立てに係る審査を付託しなければならない。

- 2 不服審査委員会は、審査を付託されたときは、公平性、中立性を維持し、当該事案について審査しなければならない。
- 3 不服審査委員会は、委員7名以内をもって組織する。
- 4 不服審査委員会の委員は次に掲げる者により構成する。

- (1) 副理事長又は理事 2名
- (2) 美術学部教授会において選出された教員 1名
- (3) 音楽学部教授会において選出された教員 1名
- (4) 日本伝統音楽研究センター教授会において選出された教員 1名
- (5) 事務局から選出された職員 1名
- (6) 弁護士その他の法律専門家 1名

- 5 不服審査委員会は、審理に当たっては、不服申立人又はその代理人に十分な反論の機会を与えなければならない。
- 6 不服審査委員会は、必要があると認めるときは、不服申立人及び参考人の出席を求め、その意見を徴することができる。

7 前各項に定めるものの他、不服審査委員会に関する事項は、理事長の承認を得て不服審査委員会が定める。

(判定)

第6条 不服審査委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて、すみやかに判定を行い、判定書を作成するものとする。

2 判定書には、次に掲げる事項を記載し、各委員が記名押印するものとする。

(1) 判定

(2) 事実及び争点

(3) 理由

3 不服審査委員会は、判定書の写しを不服申立人及び理事長に送付するものとする。

(指示)

第7条 不服審査委員会は、審査の結果、必要があると認める場合においては、理事長に対し、書面で不服申立人がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をするものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式

不服申立書

年 月 日

理事長 様

不服申立人氏名

印

下記のとおり不服申立てをします。

記

- 1 不服申立人の氏名,
現在の職・所属（現に職員である場合のみ）
- 2 処分を受けた当時の職・所属
- 3 処分の内容及びその年月日
- 4 処分があったことを知った年月日
- 5 処分に対する不服の理由

注 不服の理由は具体的かつ詳細に記載し，必要があれば別紙にすること。

不服申立取下申立書

年 月 日

理事長 様

不服申立人氏名 印

年 月 日付処分にかかる不服申立て（のうち〇〇の部分）を取り下げます。